

水害のない安全なまちづくり

『真間川流域の総合的な治水対策の推進』



写真：大柏川第1調節池

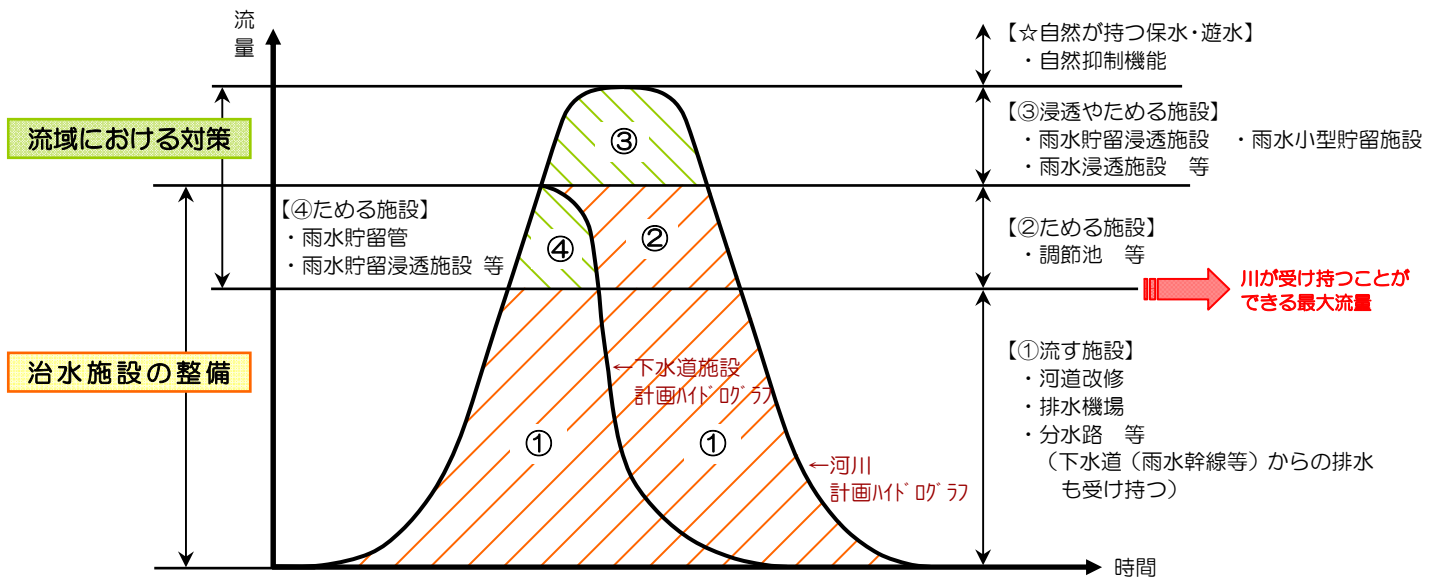
総合的な治水対策とは

真間川流域では、昭和30年代後半から、都市化の進展に伴う人口の集中により、市街地が著しく拡がり、地表が建物やアスファルト舗装に覆われてしまいました。

そのため、畑地や樹林地がもっていた保水機能や、水田がもっていた遊水機能が著しく低下し、降雨時に地中に浸透したり、一時的に水田にたまっていた雨水が、河川に短時間のうちに大量に流れ込むようになり、河川の氾濫により低地を中心に浸水被害が起こりやすくなりました。

そこで、真間川では、昭和54年度より「総合治水対策特定河川事業」として、従来進めてきた河道改修や排水機場の整備に加え、調節池や分水路などの「治水施設の整備」を進めるとともに、真間川流域では、保水・遊水機能を都市の中に取り戻すことなどを目的とした「流域における対策」として、学校・公園等の公共施設に雨水貯留浸透施設を整備したり、各家庭に雨水小型貯留施設や雨水浸透施設を設置するなど、河川への流出抑制に努めた「総合的な治水対策」を進めています。

総合的な治水対策の分担



※この図は、模式図である。
ハイドログラフ (hydrograph) : ある地点の流量の変化を示すグラフ

総合的な治水対策のしくみ

総合的な治水対策

治水施設の整備

- 河道改修
- 堤防・高潮堤
- 調節池
- 排水機場
- 分水路

流域における対策

保水・遊水機能の維持・増大

- 雨水貯留浸透施設 (学校・公園等) の整備
- 雨水小型貯留施設 (雨水タンク等) の設置
- 雨水浸透施設 (浸透樹・浸透トレンチ) の設置
- 透水性舗装の使用
- 遊水地 (多目的遊水地・田んぼ)
- 下水道事業における配慮 (雨水貯留管等)
- 盛土 (田んぼの埋立等) の抑制

水害に対して安全な土地利用等

- 土地利用規制 (残土規制・開発規制)
- 過去の主要な洪水による浸水実績図の公表
- 水害に備えるための情報の公開・提供
- 耐水性建築 (高床式、二階建等) の奨励

 : 流域の市民が個人でできる主な対策

治水施設の整備

河道改修：

川幅を広げたり、川底を深くすることにより、大雨を流れやすくし、川から水が溢れることを防ぎます。

市川市の真間川流域では、現在、大柏川上流部および春木川において、河道改修を行っています。

なお、大柏川においては、川本来の水辺の自然の保全やうるおいのある景観をつくるため、「多自然川づくり」による整備を進めています。

<改修前>



(大柏川新川橋付近)

<改修後>



調節池：

大雨の時に、川の水を一時的にためて、下流で川の水が溢れないように調節します。

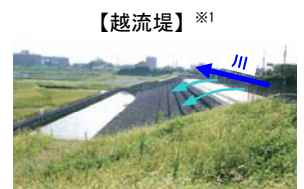
市川市の真間川流域では、大柏川第1調節池が整備され、現在は、国分川調節池の整備を進めています。また、市川市・船橋市・鎌ヶ谷市の3市にまたがって位置している大柏川第2調節池については、整備のための用地取得を進めています。

なお、大柏川第1調節池においては、通常時は市民が環境学習や憩いの広場などに活用できるように整備されました。国分川調節池においては、現在、通常時の利用方法の検討を進めています。

<大柏川第1調節池>



<国分川調節池> (整備中)



※1) 洪水が調節池等に入りやすいように、堤防の一部を低くしたものを。

排水機場：

下流の川や海の水位が高く、自然に雨水を排水出来ない時に、下流の水が逆流しないように水門や樋門を閉めて、ポンプの力で川や海へ雨水を排水します。

市川市の真間川流域では、春木川排水機場、真間川排水機場、根本排水機場が整備されています。

<春木川排水機場>



← 通常時の水の流れ ← 洪水時の水の流れ



※水門は、写真のように通常時には開門している。

流域における対策

保水・遊水機能の維持・増大

雨水貯留浸透施設（学校・公園等）の整備：

雨水を学校の校庭や公園などで一時的にためたり、地下に浸透させることにより、雨水が川や水路へ一気に流れ込まないようにします。

市川市の真間川流域では、現在 27 箇所の学校と 3 箇所の公園に整備されています。

<通常時>



<大雨時>



雨水小型貯留施設（雨水タンク等）の設置：

雨水浸透施設（浸透柵・浸透トレンチ）の設置：

雨水を家の庭などで一時的にためたり、地下に浸透させることにより、雨水が川や水路へ一気に流れ込まないようにします。

「市民あま水条例」

市川市では、市民との協働による良好な水循環の保全、雨水の流出抑制、水資源の有効利用を目的として、平成 17 年 7 月 1 日に「市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例」（通称「市民あま水条例」）を施行しました。

条例に基づき、市では、浸透効果の高い地区を選定して、集中的に浸透施設を設置し、モニタリングを行う「あま水浸透推進モデル事業」を実施し、イベントや市広報による各雨水施設の普及・啓発に取り組むとともに、市民には、以下のとおり各雨水施設の設置に協力していただいています。

- ①浸透適地^{※1}における、新築・増築に対して雨水排水計画の届出を義務とする。
- ②浸透適地における、既存建築物への雨水浸透施設の設置、および市内全域における新築・増築・既存建築物への雨水小型貯留施設の設置については、助成金交付制度（下表参照）を活用することができる。

また、浸水被害の軽減や良好な水循環の保全・復元を図るためには、河道改修等の行政の施策だけではなく、市民一人ひとりが自己の所有する宅地に降った雨水を宅地内でためたり、浸透させることにより、外部への流出を減らすことが重要です。

【市川市雨水浸透施設設置等助成金交付制度】

種 類	助 成 金 の 額	対 象 区 域
雨水小型貯留施設	雨どい取付型（雨水タンク） 購入費、設置に係る費用の2分の1を助成。 ただし、25,000円を限度額とする。	市内全域
	浄化槽転用型 浄化槽洗浄とポンプ設置工事に係る費用の3分の2を助成。 ただし、80,000円を限度額とする。	
雨水浸透施設	「市川市雨水小型貯留施設及び雨水浸透施設設置基準」に基づき施設を計画し、市で定める標準算定基準により算出した額を助成。	浸透適地内

※1) 浸透適地・・・地面の雨水浸透能力が高く、雨水浸透施設を設置するのに適した地域のことで、市川市では主に北部のローム台地と中南部の砂質土分布地域が浸透適地である。

市民あま水条例、および助成金交付制度については、「市川市 水と緑の部 河川・下水道管理課」までお問合せ下さい。

＜雨水貯留浸透施設設置イメージ図＞



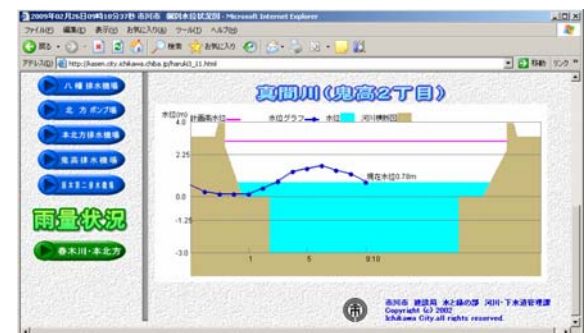
水害に対して安全な土地利用等

水害に備えるための情報の公開・提供：

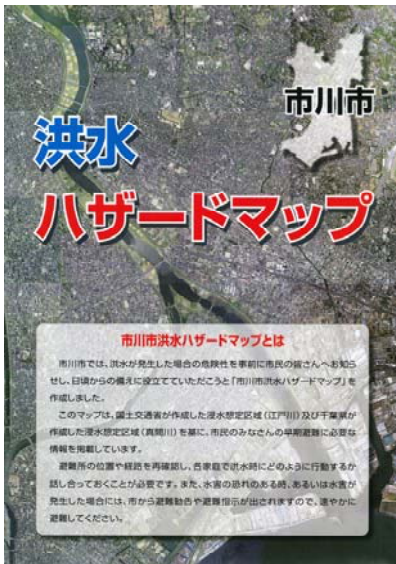
市川市では、洪水が発生した場合の危険性を事前に市民の皆さんにお知らせし、日頃からの備えに役立てていただこうと「市川市洪水ハザードマップ」を公表しています。

また、インターネットを利用し、真間川水系の河川水位や雨量の情報をリアルタイムで提供しています。

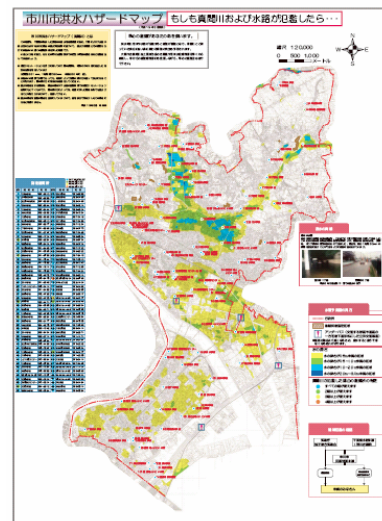
【インターネットによる河川水位情報の提供】



【市川市洪水ハザードマップ】



＜もしも真間川および水路が氾濫したら…＞



ホームページ URL : <http://kasen.city.ichikawa.chiba.jp/index.html>

環境対策

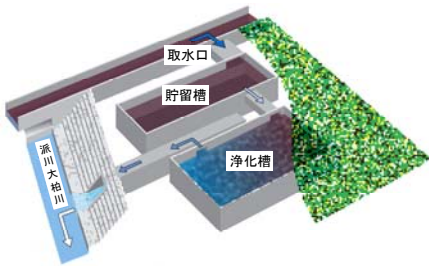
水質浄化施設の整備：

川の水質を改善するために、川や水路の汚れた水の水質浄化を行います。

【川の水を浄化】（千葉県）

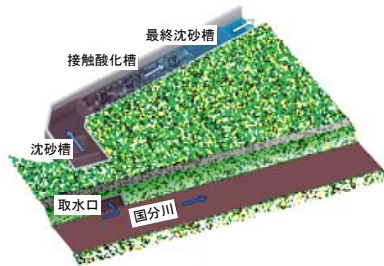
派川大柏川浄化施設

平成 11 年度完成
処理水量：2,400 m³/日



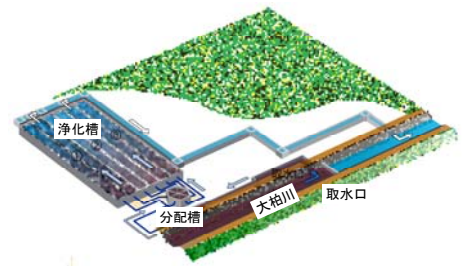
春木川浄化施設

平成 12 年度完成
処理水量：3,000 m³/日



大柏川浄化施設

平成 17 年度完成
処理水量：36,000 m³/日



【水路の水を浄化】（市川市）

浄化施設 1号機（市川市曾谷 8 丁目市道地下）

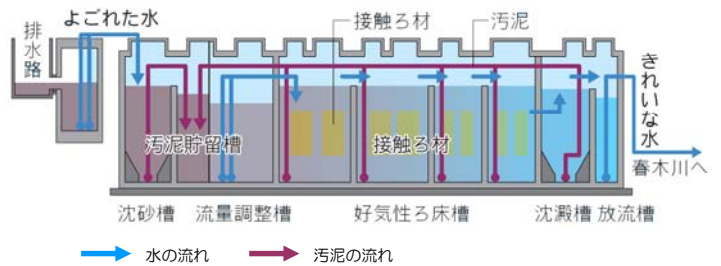
平成 3 年度完成 処理水量：300 m³/日

浄化施設 2号機（市川市曾谷公民館駐車場地下）

平成 4 年度完成 処理水量：350 m³/日

浄化施設 3号機（市川市百合台小学校北側市道地下）

平成 5 年度完成 処理水量：850 m³/日



家庭でできる水質浄化：

真間川水系の水質を改善するためには、公共下水道が未整備の区域の家庭からの生活雑排水をきれいにすることが重要です。

市川市では、「みずアドバイザー制度」により、生活雑排水をそのまま流さないための工夫や努力をみなさんに知っていただくための取組みを実施しています。

みずアドバイザー制度については、「市川市 環境清掃部 環境政策担当」までお問合せ下さい。

三角コーナーと排水口に
ろ紙袋をつける



油は固めて、燃やす
ゴミとして捨てる



鍋や食器の汚れは、ゴムへら等
で拭き取ってから洗う



洗剤は無リンのものを
適正量使用する



調理は作り過ぎや、
ムダのないように！



皆さんの各家庭でのご協力により、川の汚れのもとを減らしましょう！！

市川市 水と緑の部 河川・下水道管理課
〒272-0033 市川市市川南 2-9-12 TEL.047 (712) 6361